

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合行政不服審査会規則

平成 29 年 10 月 31 日

規則第 7 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例（平成 29 年条例第 3 号）第 4 条の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する者をもって充てる。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、岸和田市貝塚市清掃施設組合総務課において行う。

## (公印)

第 7 条 公印の種類、寸法、文字、使用区分は別表のとおりとする。

2 公印の取扱い管守方法については、岸和田市貝塚市清掃施設組合公印規程（昭和 41 年規程第 1 号）を準用する。

## (委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会に諮り、会長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されない場合にあつては、管理者が会議を招集する。

## 別表

省 略